

## 消費者啓発参考情報 くらしの110番

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

### 通信販売の定期購入-トラブルに備えスクリーンショットをしましょう-

#### 【事例】

ネット通販のサイトに「シャンプーが初回500円、定期コースだが回数縛りなし、いつでもやめられる」とあったので注文した。初回分に同梱の納品書で、次回は3週間後に3本まとめて届けられ、合計2万円の請求になると知った。高額すぎるので解約することにした。解約は次回分発送の10日前までに電話で販売業者に申し出ることと指定されているが、何度電話しても全然つながらない。



インターネット等の通信販売で、定期購入の契約とは把握していたが、「いつでも解約できる」とあったので、安価な初回だけの購入でも良いのだろうと思い注文したところ、2回目からは思いがけず高額になると分かり、解約したいが解約対応期間が短い、業者と連絡が取れないなどの相談が後を絶ちません。

昨年6月に施行された改正特定商取引法により、販売業者は「注文の最終確認画面に、消費者が一目見て契約内容が分かるよう回数や総額、解約方法などの重要事項を表示すること」が義務付けられました（詳しくは、消費者庁の「通信販売の申込段階における表示についてのガイドライン」を参照）。しかし、現在も内容が不十分な販売サイトが見受けられます。

他方で、消費者の意識の改善も求められます。通信販売にクーリング・オフはなく、解約は事業者が定めた特約に従うこととなります。規約や注文内容の確認が重要なのですが、「見ていなかった」というケースが多く見られます。

また、販売業者に解約等を交渉する際に、販売サイト等の記載事項を検証する場合がありますが、ウェブサイトは書き換えたり、同じURLでも閲覧する人の年齢や性別等に合わせて表示内容を変えたりできます。消費者は、自分が注文した時のサイト画面を再現できるようにするなど、トラブルに備えることが大切です。

#### 【消費者へのアドバイス】

- ①注文を確定する前に必ず規約や最終確認画面で重要事項を確認しましょう。
- ②お得感を強調した広告や最終確認画面は必ずスクリーンショットや印刷をして保存しましょう。
- ③販売業者と電話がつながらない場合は、いつ、何回かけたか等の履歴・メモ等を残しておきましょう。
- ④商品を一方的に送り返しても解約にはならず、支払いの督促は止まりません。解約には必ず販売業者の合意が必要です。

■困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費者ホットライン ☎188(いやや)

埼玉県消費生活支援センター熊谷 ☎048-524-0999



## 固定資産税の縦覧・閲覧制度をご利用ください

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

### ①土地、家屋縦覧帳簿の縦覧

町内所在の課税対象となる土地または家屋について、土地の納税者は土地縦覧帳簿に登録された価格を、家屋の納税者は家屋縦覧帳簿に登録された価格を自己所有のものだけでなく他の所有のものも含めて縦覧できます。

### ②固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を閲覧できます。

また、土地を借りている方はその土地について、家屋を借りている方はその家屋及びその敷地の土地について、固定資産課税台帳の記載内容を閲覧できます。借地・借家人で閲覧を希望される方は、賃貸借契約書などの提示が必要となります。

### ③宅地の標準的な価格の閲覧

固定資産税に係る標準的な宅地の価格について、標準宅地の位置及び単位地積当たりの価格をどなたでも閲覧できます。

縦覧・閲覧期間 ①4月1日から5月31日まで ②③4月1日以降いつでも可 ※土日祝日、年末年始を除く。

時間 午前8時30分～午後5時15分 場所 税務課・神泉総合支所

手数料 ①③…無料 ②…1件150円(ただし、4月1日～5月31日の縦覧期間に限り無料、写しを希望する場合は、1枚につき10円)

用意するもの ①・②を希望される方は本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

※代理人の場合は、委任状が必要です。

## バイクや軽自動車をお持ちのみなさんへ

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

軽自動車、バイク、農耕作業車など、廃車や譲渡したもののうち、手続きが済んでいないものはありませんか。軽自動車税は毎年4月1日(賦課期日)現在に所有している方に納めていただく税金(年税)です。年度途中で行った登録への月割の課税や廃車での月割の課税の還付はありません。

登録、廃車、名義変更などの手続きがお済みでない方は、早急に手続きをしてください。また、所有者が死亡されている場合も名義変更や廃車の手続きをお願いします。

不明な点は、車種に応じて下記へお問合せください。

種類	取扱窓口
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕車等)	神川町役場税務課 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117
	神泉総合支所 ☎0274-52-3271 FAX0274-52-2848
二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下) または二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 熊谷市御陵威ヶ原字下林 701-4 ☎050-5540-2027
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 熊谷市新堀字北原 960-2 ☎050-3816-3112